

らかじめ選定した業者間で競争入札する点で一般競争入札とは異なります。

随意契約とは、前述の2つの入札方式とは異なり、競争入札を行わず、発注者が任意で決定した相手と契約を締結する方式のことです。国及び地方公共団体が行う契約は入札によることが原則ですが、随意契約は法令の規定により認められた場合にのみ行うことができます。

随意契約が認められる場合として、以下の3つが挙げられます。

- 緊急随契：緊急の必要により競争入札に付することが出来ない場合、随意契約が認められる。一例として、災害等の復旧事業に適用される（会計法第29条第3項）。
- 少額随契：契約に係る予定価格が少額である場合、随意契約が認められる。少額随契が認められる予定価格の限度は、発注者や調達の種類に

よって異なるが、例えば、国の物品購入については、予定価格が160万円を超えない場合随意契約が認められると定められている（会計法第29条第3項、予決令第99条の3）。

- 不落随契：競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる（予決令第99条の2）。

—次号に続く—

<参考文献資料>

- 1) 西牧均：公共調達の変遷と今後の展望，国総研アニュアルレポート，pp.46-48，2006.
- 2) 国土交通省：国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン，2016.
- 3) 公正取引委員会：公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針，2015.
- 4) 公正取引委員会：入札談合等関与行為防止法について，2007.

「2020年度建設系公務員賠償責任保険制度」中途加入受付中!

訴えられたらどうしますか?!



- ・インフラの管理瑕疵で…
- ・入札契約で…

- ◎ 新規のお申し込みは **3,918名** と 昨年の新規時より多くの会員の皆様が申し込まれています!! この保険は、毎月1日付の中途加入をいつでも受け付けています（保険料は月割り計算）。
- ◎ 全建ホームページ（<http://www.zenken.com/>）の「建設系公務員賠償責任保険制度」をぜひ、ご覧下さい! 2020年度新規パンフレットをご覧ください。インターネットによるお申し込みができます!! そのほか「よくあるQ&A」も備えています。



＝異動のあった皆様へお願い＝

人事異動等により、地方協会の変更があった場合は、異動先（派遣先）の地方協会において、引き続き全建会員としての入会（継続）手続きを忘れずをお願いします！
また、地方協会や所属など、お申し込み時から変更がありましたら、下記取扱代理店へご連絡ください。

取扱代理店：建栄サービス㈱ 担当：竹田 TEL 03-3291-6340 E-mail:kenei-s-hp@kenei-s.co.jp
引受保険会社：東京海上日動火災保険㈱ 担当：公務第一部公務第一課 石原・住田 TEL 03-3515-4122
団体保険契約担当：（一社）全日本建設技術協会 担当：会員課 木下 TEL 03-3585-4546 E-mail:kaiin@zenken.com